

証券コード：6570
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

長野県長野市若里三丁目10番28号
株式会社 共和コーポレーション
代表取締役社長 宮 本 和 彦

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第37回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-corp.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野 3階「浅間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書類は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要
 - ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を9円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、すでに実施しております中間配当金8.5円と合わせ1株当たり17.5円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円
総額 53,578,917円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやもと かず ひこ 宮本和彦 (1955年4月14日生)	1986年5月 当社設立 当社専務取締役 1988年12月 当社代表取締役社長 2022年6月 株式会社ブルーム 代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社代表取締役社長 広告営業部・業務部・監査室担当 営業本部・東京支店・内部統制室管掌（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ブルーム 代表取締役社長 一般社団法人長野県eスポーツ連合 代表理事	348,900株
2	みやもと さ なえ 宮本早苗 (1957年6月24日生)	1986年5月 当社設立 当社代表取締役 1988年12月 当社取締役総務部長 2009年4月 当社取締役人事部長 2017年4月 当社専務取締役 人事部担当 2018年6月 当社専務取締役 人事部・業務部担当 2021年4月 当社専務取締役 情報システム部担当 人事総務部管掌（現任）	663,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	とだ しん や 戸 田 慎 也 (1967年10月29日生)	1986年10月 株式会社サンデーサン（現 株式 会社ジョリーパスタ）入社 2014年1月 同社執行役員管理部長 2014年8月 株式会社ビッグボーイジャパン 代表取締役社長 2018年1月 株式会社ゼンショーホールディン ググループ建設本部 部長 2018年1月 株式会社G F F 監査役 2020年10月 株式会社ヤマト 常務執行役員 2022年4月 当社入社 顧問 2022年6月 当社取締役経営企画室長兼経理部 長（現任）	2,400株
4	※ さくら い たか のり 櫻 井 孝 紀 (1974年2月19日生)	1996年4月 株式会社アメニティーズ入社 2003年9月 社会保険労務士登録 2006年2月 当社入社 2011年10月 当社人事部長 2016年4月 当社執行役員人事部長 2021年4月 当社執行役員人事総務部長 （現任） 2021年9月 株式会社ブルーム 取締役 （現任）	43,550株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	すぎ うら すずむ 杉 浦 進 (1956年1月27日生)	1974年4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 2005年12月 当社取締役(非常勤) 2016年4月 当社常務取締役 2017年4月 当社常務取締役営業本部長 2019年4月 当社常務取締役 営業本部・東京 支店・広告営業部担当 2020年4月 当社取締役 営業本部・東京支 店・広告営業部担当 2021年4月 当社取締役 広告営業部担当 営業本部・東京支店管掌 2021年10月 当社取締役 広告営業部担当 営業本部・東京支店・株式会社ブ ルーム管掌 2022年6月 当社取締役(非常勤)(現任) 2023年5月 ユーズ株式会社 監査役(現任) (重要な兼職の状況) ユーズ株式会社 監査役	18,500株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 宮本和彦氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
4. 宮本早苗氏は、創業以来の経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
5. 戸田慎也氏は、株式会社ビッグボーイジャパンの代表取締役社長としての経営経験と業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
6. 櫻井孝紀氏は、当社の人事部門における業務経験を豊富に有しており、当社の取締役候補者といたしました。
7. 杉浦進氏は、当社の営業部門等における業務経験を豊富に有しており、引き続き当社の取締役候補者といたしました。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	せり ぎわ きよし 芹 沢 清 (1956年3月26日生)	1978年4月 中外製薬株式会社 入社 2001年10月 株式会社長野パイプ工業 監査 役 2009年10月 中外製薬株式会社 監査部長 2019年6月 当社取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） なし	－ 株
2	おか ちと とし や 岡 本 俊 也 (1960年8月24日生)	1985年7月 TDCソフトウェアエンジニアリ ング株式会社 入社 1997年1月 株式会社ビジネスブレイン太田 昭和 入社 1997年10月 中央監査法人 入所 2000年3月 公認会計士登録 2000年9月 岡本公認会計士事務所（現 岡 本会計事務所）開設（現任） 2015年3月 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役（現任） 2015年7月 株式会社イープラス 代表取締 役（現任） 2016年3月 株式会社ケイズ 取締役 2017年6月 当社取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士（岡本会計事務所） 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役	－ 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	なか しま み か 中 嶋 実 香 (1964年12月6日生)	1996年4月 弁護士登録 1996年4月 戸崎法律事務所 入所 1999年4月 中嶋法律事務所 (現 中嶋知文・実香法律事務 所) 入所 (現任) 2019年4月 長野県弁護士会 副会長 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 (中嶋知文・実香法律事務所)	一 株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 芹沢清氏は、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を持ち、上場会社での長年の内部監査業務実績を有しており、その豊富な経験と能力を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。
なお、芹沢清氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
芹沢清氏には、社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。
4. 岡本俊也氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識に加え、他上場会社での社外取締役等も歴任されており、その経験や知識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。
なお、岡本俊也氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
岡本俊也氏には、公認会計士としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。

5. 中嶋実香氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
なお、中嶋実香氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
中嶋実香氏には、弁護士としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。
6. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としており、芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
弓場 法 (1956年3月13日生)	1987年10月 中央会計事務所 入所 1991年3月 公認会計士登録 1992年1月 弓場公認会計士事務所 (現 弓場会計事務所) 開設 (現任) 2003年6月 税理士登録 弓場法税理士事務所 開設 (現任) 2005年3月 日置電機株式会社 社外監査役 2013年2月 日置電機株式会社 社外監査役退任 2015年2月 日置電機株式会社 社外監査役 (現任) 2015年6月 太平電業株式会社 社外取締役 2021年11月 エフビー介護サービス株式会社 社外取 締役 (本年6月退任予定) (重要な兼職の状況) 公認会計士 (弓場会計事務所) 日置電機株式会社 社外監査役	一 株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 弓場法氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、同氏を補欠の社外取締役として選任する理由は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識に加え、他上場会社での社外監査役等も歴任されており、その経験や知識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断しました。

また、同氏には、公認会計士としての専門的な知見を活かし、取締役会等においてご発言をいただくなど、更なる企業価値向上のため尽力いただくことを期待しております。

3. 弓場法氏が監査等委員である取締役就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。
4. 弓場法氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。弓場法氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

〔自 2022年4月1日〕
〔至 2023年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主力事業でありますアミューズメント施設運営事業におきましては、年間を通して景品ゲームジャンルが好調に推移いたしました。上半期は新型コロナウイルス新規感染者の増加等により多少の影響を受けたものの、下半期に向けてその影響は徐々に薄れ、売上高はコロナ禍前の2019年度を上回る水準で伸長いたしました。

コスト面におきましては、年間を通してエネルギーコスト高騰の影響を多大に受けましたが、それを上回る売上高の伸長がコスト増を吸収し、結果、過去最高の営業利益、経常利益を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高12,444,341千円（前年同期比19.8%増）、営業利益717,192千円（同161.3%増）、経常利益711,941千円（同150.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益432,649千円（同235.7%増）となりました。

(2) セグメント別の概況

①アミューズメント施設運営事業

アミューズメント施設運営事業におきましては、「明るい・安心・三世代」をテーマに、清潔な店舗づくりと丁寧な接客に取り組んで参りました。

また、アミューズメント業界全体における景品ゲーム人気の高まりを好機と捉え、景品ゲーム機の大幅な増台やバラエティ感溢れる景品の充実に注力して参りました。

さらに「アピナ公式アプリ」を利用した情報発信や特典配信等による来店促進施策を実施し、ご来店いただいたお客様向けのイベント等も積極的に開催することで、より一層お楽しみいただける店舗運営にも取り組んで参りました。

店舗数につきましては、7月に愛知県で2店舗目となる「アピナ蒲郡店」を出店し、10月には中国エリア初となる「アピナ東広島店」を、また12月には山口県初となる「アピナ徳山店」を出店したことで、期末時点の総店舗数は3店舗増の59店舗となりました。

以上の結果、アミューズメント施設運営事業における売上高は11,787,051千円（前年同期比17.5%増）、セグメント利益(営業利益)は1,166,533千円（同47.5%増）となりました。

②アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器販売事業におきましては、アミューズメント業界全般で景品ゲームが好調なこともあり、景品ゲーム機及び景品の需要が増加しております。景品販売においては、ぬいぐるみやフィギュア、小型家電等、多岐にわたるジャンルが堅調に推移し、さらにスクイーズを使用したオリジナル景品等の販売も積極的に実施して参りました。

以上の結果、アミューズメント機器販売事業における売上高は309,625千円（前年同期比75.9%増）、セグメント利益(営業利益)は200,014千円（同80.8%増）となりました。

③その他事業

その他事業とは、主に各種媒体を利用した広告代理店業や、当社グループが所有する不動産の賃貸業、並びに子会社である株式会社ブルームの商品販売等であります。広告代理店業は新規顧客の獲得に向けた営業に注力し、売上高が大幅に増加いたしました。株式会社ブルームは、オリジナル商品を中心に国内外への販売に注力するとともに、商業施設内へのポップアップ・ストアを展開することで、認知度アップにも取り組んで参りました。

以上の結果、その他事業における売上高は347,664千円（前年同期比92.2%増）、セグメント損失(営業損失)は20,960千円（前年同期はセグメント損失44,963千円）となりました。

事業区分	売上高						
	第35期		第36期		第37期		
	2021年3月期		2022年3月期		2023年3月期		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)
アミューズメント施設運営事業	—	—	10,028,944	96.6	11,787,051	94.7	17.5
アミューズメント機器販売事業	—	—	176,006	1.7	309,625	2.5	75.9
その他事業	—	—	180,854	1.7	347,664	2.8	92.2
合計	—	—	10,385,805	100.0	12,444,341	100.0	19.8

(注) 第36期より連結計算書類を作成しているため、第35期については記載しておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,205,180千円であります。

設備投資の主な内容は、アミューズメント施設運営部門における店舗においてのゲーム機を中心としたアミューズメント機器の購入1,941,319千円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、アミューズメント機器の取得等を主な使用目的として、金融機関からの借入れにより900,000千円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第34期 (2020年3月期)	第35期 (2021年3月期)	第36期 (2022年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	－	－	10,385,805	12,444,341
経 常 利 益 (千円)	－	－	284,701	711,941
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	－	－	128,865	432,649
1株当たり当期純利益 (円)	－	－	21.90	72.67
総 資 産 (千円)	－	－	12,089,142	13,281,603
純 資 産 (千円)	－	－	3,090,739	3,404,962
1株当たり純資産額 (円)	－	－	519.23	571.95

(注) 第36期より連結計算書類を作成しているため、第35期以前については記載しておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ブルーム	10,000千円	100%	玩具等に関する企画、デザイン、製造、輸出入、輸出入の代行サービス及び販売業務

(7) 対処すべき課題

アミューズメント業界におきましては、人口動態の変化や価値観の多様化を背景とした消費行動の変化に加え、業種・業態を越えた競争の更なる激化が予見されるなど、引き続き厳しい状況が見込まれます。このような状況の下、当社グループは、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「明るい、安心、三世代」をテーマとしてお楽しみいただけるようにするため、以下の課題に取り組んで参ります。

① 営業基盤の強化

当社グループの直営店舗は、長野県を中心に広域展開しております。このため店舗間の距離が長いものが多く、機器のメンテナンス、景品供給、従業員の交流等が円滑に行われない場合があります。

効率的な運営には店舗網の一層の充実が求められており、スピーディな店舗情報の取得と物件の仲介者との情報交換を密に行うことで、効果的にシェア拡大を進めて参ります。

② 店舗展開

当社グループはロードサイド店を基本として展開してきましたが、当連結会計年度は、主にショッピングセンターをはじめとした複合施設内への出店を進めており、引き続きバランスの取れた店舗網を構築することが重要と考えております。現在の店舗所在地域を拠点として、点から線、線から面へと展開して参ります。

③ M&A戦略

当社グループは、事業の成長のための時間を短縮するため、M&Aは有力な手段であると考えております。当社グループと親近性のある事業を含め、当社グループが取得することにより発展の期待できる事業に引き続き注目して参ります。

④人材の育成

当社グループは、利用者層の拡大とともに順調な成長を続けて参りました。今後も継続的な経営幹部人材の育成を図るとともに、店舗運営力の向上のために人材採用に注力して参ります。また、高品質な接客サービスや活気あふれる店舗運営の実践には、人材の育成と研修の強化が必要不可欠であると認識しており、新卒採用及び中途採用において有能な人材を確保するとともに、あらゆる機会を通じて入社後の教育を徹底して参ります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが法令遵守にとどまらず、これまで以上に企業の社会的責任を十分に果たすには、コンプライアンス体制の強化が必要であります。また、今後の事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、想定していなかったリスクに対応するための内部管理体制の強化も必要であります。そのため当社グループでは、組織力の強化、特に経営管理部門の人員充実と逐次社内規程類の見直しを行うとともに、内部監査及び内部統制の機能強化やコンプライアンス委員会の活動強化に取り組んで参ります。

⑥財務基盤の強化

当社グループでは、アミューズメント機器の導入資金や、既存機器のバージョンアップ対応資金の積極的な確保が重要であります。現在は、金融機関からの借入金の依存度が高い状況にありますが、引き続き信用力を高めるとともに、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図って参ります。

⑦潜在顧客の開拓

当社グループは、地域活動のスポンサーとなって地域に貢献するとともに、長年のアミューズメント業界で培ってきたノウハウを駆使して、これまでゲームセンターに足を運ぶことのなかったファミリー層や女性、高齢者の集客を通じた利用者層の拡大に努め、来店客数及びプレイ回数の増加を図ることに努めて参ります。

⑧経営体制及びコーポレートガバナンスの強化

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に積極的に取り組み、当社グループの企業価値最大化に向けて経営基盤の強化に取り組んで参ります。

⑨SDGsへの取組強化

当社グループは、社内横断プロジェクトチーム「SDGs推進チーム」が中心となり、SDGsの観点から当社グループが取り組むべき課題を整理し、その解決に向けて活動を継続しております。今後も引き続き課題解決に向けた取り組みを実施して参ります。

当社グループといたしましては、上記施策を着実に実行することにより、更なる企業価値の向上を図っていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
アミューズメント施設運営事業	アミューズメント施設の運営
アミューズメント機器販売事業	アミューズメント関連機器等の販売
その他の事業	広告代理店業等

(9) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

事業所名 (店舗名)	所在地
本社	長野県 (長野市)
東京支店	東京都 (渋谷区)
店舗	北海道 (千歳市)
アピナ新千歳空港店	宮城県 (宮城郡)
アピナ新利府 北館店	山形県 (鶴岡市)
アピナ鶴岡店	茨城県 (筑西市)
アピナ下館店	栃木県 (小山市)
アピナ小山西店	群馬県 (太田市)
アピナ太田店	埼玉県 (さいたま市)
アピナ大宮店	埼玉県 (川越市)
アピナ川越店	埼玉県 (川口市)
ゲームシティ川口店	埼玉県 (上尾市)
アピナ上尾店	埼玉県 (吉川市)
アピナ吉川美南店	埼玉県 (入間郡)
ゲームスクエア三芳	千葉県 (野田市)
アピナ野田七光台店	千葉県 (茂原市)
ゲームスクエア茂原	千葉県 (市原市)
アピナ市原店	千葉県 (印西市)
アピナ印西店	東京都 (江東区)
キッズスクエア東大島	東京都 (品川区)
アピナS 武蔵小山店	東京都 (杉並区)
アピナ荻窪店	東京都 (八王子市)
アピナ八王子みなみ野店	神奈川県 (横浜市)
アピナ山下公園店	神奈川県 (相模原市)
アピナ橋本店	新潟県 (長岡市)
アピナ長岡店	新潟県 (上越市)
アピナ上越インター店	富山県 (富山市)
アピナ富山新庄店	富山県 (富山市)
アピナ富山豊田店	

事業所名 (店舗名)		所在地
店舗	アピナ富山南店	富山県 (富山市)
	アピナ野々市バッティングスタジアム	石川県 (野々市市)
	アピナ野々市店	石川県 (野々市市)
	アピナ長野スカイバッティングセンター	長野県 (長野市)
	アピナ長野駅前店	長野県 (長野市)
	アピナ長野村山店	長野県 (長野市)
	アピナ長野大橋店	長野県 (長野市)
	アピナ長野川中島店	長野県 (長野市)
	アピナボウル長野篠ノ井店	長野県 (長野市)
	アピナ松本店	長野県 (松本市)
	アピナボウル松本城山店	長野県 (松本市)
	アピナ上田店	長野県 (上田市)
	アピナ飯田店	長野県 (飯田市)
	アピナ伊那店	長野県 (伊那市)
	アピナ塩尻店	長野県 (塩尻市)
	アピナ佐久インター店	長野県 (佐久市)
	アピナボウル安曇野店	長野県 (安曇野市)
	池の平アミューズメント館	長野県 (北佐久郡)
	アピナ各務原店	岐阜県 (各務原市)
	アピナ本巣店	岐阜県 (本巣市)
	アピナ浜松店	静岡県 (浜松市)
	アピナ磐田店	静岡県 (磐田市)
	アピナ焼津店	静岡県 (焼津市)
	アピナ大須賀店	静岡県 (掛川市)
	アピナ豊橋店	愛知県 (豊橋市)
	アピナ蒲郡店	愛知県 (蒲郡市)
	アピナ四日市店	三重県 (四日市市)
	アピナ鈴鹿店	三重県 (鈴鹿市)
	アピナキッズパーク大津京店	滋賀県 (大津市)
	＼＼＼寝屋川店	大阪府 (寝屋川市)
	アピナ姫路店	兵庫県 (姫路店)
	アピナ東広島店	広島県 (東広島市)
	アピナ徳山店	山口県 (周南市)

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
195名	増減なし

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員（アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員）584名は含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	1名減	40.1歳	9.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 従業員数には臨時従業員（アルバイト、パートタイマー及び嘱託契約の従業員）577名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
長野信用金庫	1,549,630
株式会社八十二銀行	1,186,000
長野県信用組合	1,052,100
株式会社長野銀行	694,000
株式会社北陸銀行	516,000
長野県信用農業協同組合連合会	370,000
株式会社三井住友銀行	224,994
株式会社みずほ銀行	45,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 6,080,130株 (自己株式 126,917株を含む)
- ③株主数 9,744名

④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ユーミーコーポレーション	2,565,600	43.0
宮本早苗	663,500	11.1
宮本和彦	348,900	5.8
共和コーポレーション従業員持株会	239,100	4.0
株式会社北陸銀行	100,000	1.6
長野信用金庫	100,000	1.6
櫻井孝紀	43,550	0.7
浜本憲至	43,000	0.7
小林光	40,050	0.6
武田智徳	35,700	0.5

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (126,917株) を控除した株式数 (5,953,213株) を基準に算出しております。
2. 自己株式は、上記上位株主からは除外しております。
3. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	宮 本 和 彦	広告営業部・業務部・監査室担当、営業本部・東京支店・内部統制室管掌 株式会社ブルーム 代表取締役社長 一般社団法人長野県eスポーツ連合 代表理事
専務取締役	宮 本 早 苗	情報システム部担当、人事総務部管掌
取 締 役	戸 田 慎 也	経営企画室長兼経理部長
取 締 役	杉 浦 進	
取 締 役 (常勤監査等委員)	芹 沢 清	
取 締 役 (監査等委員)	岡 本 俊 也	公認会計士（岡本会計事務所） 株式会社土木管理総合試験所 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 実 香	弁護士（中嶋知文・実香法律事務所）

- (注) 1. 取締役芹沢清、岡本俊也、中嶋実香の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 監査等委員岡本俊也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査担当部署との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、芹沢清氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 2022年6月24日開催の第36回定時株主総会において、戸田慎也氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 澤田亮氏は、2022年6月24日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④取締役の報酬等

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）当該方針の決定の方法

業績や持続的な企業価値向上を考慮し、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能するとともに、業務執行の適切な監督によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責・能力に応じた適切な報酬水準・報酬体系を構築することを基本方針とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月15日開催の取締役会において決議いたしました。

（ロ）当該方針の内容の概要

a. 取締役の個人別の金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、各取締役に期待される役割と責任を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくはは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、固定報酬額部分の10%を基準としており、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定するものとする。

なお、株式報酬の支給期間は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、対象取締役は常勤取締役とする。

ｃ．金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の報酬は、月額固定報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。

また、常勤取締役に対する株式報酬の報酬構成の割合は、固定報酬額部分の10%を基準とする。

(ハ) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、監査等委員会と事前協議のうえ、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別等を踏まえ、監査等委員の協議により、個々の監査等委員ごとに決定しております。

ハ.取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額を年額100百万円以内（監査等委員である取締役及び非常勤取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第31回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

二.取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	75,000千円 （-）	75,000千円 （-）	-	5名 （-）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13,800千円 （13,800千円）	13,800千円 （13,800千円）	-	3名 （3名）
合計	88,800千円 （13,800千円）	88,800千円 （13,800千円）	-	8名 （3名）

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員に関する事項

イ.他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岡本俊也氏は、株式会社土木管理総合試験所の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況等

氏名	地位	主な活動状況
芹沢 清	社外取締役 (常勤監査等委員)	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回のすべてに出席して適宜発言を行うほか、監査等委員会委員長として内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。 また、社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、独立した客観的な立場で当社の経営を監督しております。

氏名	地位	主な活動状況
岡本 俊也	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回のすべてに出席して、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の販売管理システムの再構築についての発言を行っております。
中嶋 実香	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回のすべてに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

かなで監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・プログラムにおいて定めた行動規範の社内周知を図り、併せてコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを整備し、役職員全員に交付することにより法令等遵守の徹底を図ることとしております。

役職員の教育等は、人事総務部が実施するものとし、内部統制室が「内部統制規程」に基づき業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、監査室が「内部監査規程」に基づき業務執行の適法性を監査することとしております。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に対し報告されるものとしております。法令上の疑義のある行為等については法務部門を担当する人事総務部により顧問弁護士の見解を徴したうえで判断するものとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規程・文書管理要綱・電子メール取扱基準等情報関連規程を整備し、取締役の職務執行に係る重要情報の特定や文書又は電磁的媒体への記録・保存という保管形態を明確化することとしております。

取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程及びリスク管理基準に則り管理すべきリスクは所管部署により適正な管理をさせ、管理状況を取締役会へ報告させることとしております。

同規程及び同基準で想定していないリスクが顕在化したときは、経営企画室が主体となり、リスク事故調査対策委員会の機能も活用して、緊急に対応策を検討し、取締役会へ付議させるものとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次のとおりの経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図ることとしております。

- イ.業務分掌・職務権限、意思決定ルールの明確化
- ロ.経営会議の定例開催による情報共有、意見交換体制の充実
- ハ.通達管理要綱による社内指示命令体制、情報伝達体制の統一化
- ニ.取締役会による年度経営計画及び中期経営計画の策定とこれに基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及び月次、四半期業績管理の実施
- ホ.取締役会による月次業績のレビュー及び業績見通しの分析と改善策のスピーディな実施

⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対し、当社が社内に課しているものと同等の報告を励行させることとしております。
- ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクは、当社のリスク管理規程及びリスク管理基準に則り、当社と同等の管理をすることとしております。
- ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の運営は、当社の業務運営に準じ、当社と一体的に管理することとしております。
- ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、当社と同等のコンプライアンス体制を整備し運営させることとしております。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしております。当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ること、また、当該使用人が監査等委員会の職務を補助する際には監査等委員会の指揮命令にのみ従うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保することとしております。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

次のとおりの体制により監査等委員会へ報告しております。

- イ.取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告する。
- ロ.職務権限規程の職務権限明細表に監査等委員会に報告すべき事項を表示することにより、報告事項を明確にし、これを励行させる。

⑧監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように内部通報規程を制定し、社外の内部通報窓口を設置しております。

⑨監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできることとしております。

また、監査等委員会又は常勤監査等委員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室及び会計監査人との定期的な意見交換を行うこととしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社は、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、株主総会議事録、取締役会議事録などについて、法令の定めにより、保存期間を設定し、適切に保存しております。
- ②監査等委員は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及びその他の取締役、監査室、会計監査人と意見交換等の情報交換を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、期末配当を1株当たり9円としております。また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,539,123	流動負債	5,489,007
現金及び預金	4,569,848	支払手形及び買掛金	1,714,028
売掛金	654,207	一年内返済予定の長期借入金	1,816,648
商品	619,968	未払金	1,040,830
貯蔵品	172,159	未払法人税等	231,520
有価証券	200,000	賞与引当金	87,458
その他	322,940	その他	598,522
固定資産	6,742,480	固定負債	4,387,633
有形固定資産	4,988,259	長期借入金	3,821,076
アミューズメント機器	2,576,167	資産除去債務	563,267
建物及び構築物	1,290,748	その他	3,290
工具、器具及び備品	209,459		
土地	857,977	負債合計	9,876,641
その他	53,907	純資産の部	
無形固定資産	45,382	株主資本	3,360,743
その他	45,382	資本金	709,709
投資その他の資産	1,708,838	資本剰余金	504,832
投資有価証券	141,843	利益剰余金	2,192,127
敷金及び保証金	1,326,115	自己株式	△45,925
繰延税金資産	44,391	その他の包括利益累計額	44,218
その他	211,890	その他有価証券評価差額金	44,218
貸倒引当金	△15,402	純資産合計	3,404,962
資産合計	13,281,603	負債・純資産合計	13,281,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,444,341
売上原価		5,576,840
売上総利益		6,867,501
販売費及び一般管理費		6,150,309
営業利益		717,192
営業外収益		
受取利息	1,214	
受取配当金	2,966	
太陽光売電収入	5,769	
自販機設置協賛金	4,609	
その他の	12,423	26,983
営業外費用		
支払利息	26,311	
その他の	5,922	32,234
経常利益		711,941
特別損失		
出資金評価損	18,391	
その他の	751	19,142
税金等調整前当期純利益		692,798
法人税、住民税及び事業税	250,911	
法人税等調整額	9,238	260,149
当期純利益		432,649
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		432,649

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	709,709	505,621	1,863,682	△48,125	3,030,887
当期変動額					
剰余金の配当			△104,204		△104,204
親会社株主に帰属する 当期純利益			432,649		432,649
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		△789		2,241	1,452
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△789	328,445	2,200	329,856
当期末残高	709,709	504,832	2,192,127	△45,925	3,360,743

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	59,852	59,852	3,090,739
当期変動額			
剰余金の配当			△104,204
親会社株主に帰属する 当期純利益			432,649
自己株式の取得			△40
自己株式の処分			1,452
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,633	△15,633	△15,633
当期変動額合計	△15,633	△15,633	314,222
当期末残高	44,218	44,218	3,404,962

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〔自 2022年4月1日〕
〔至 2023年3月31日〕

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社ブルーム

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 満期保有目的の債券

原価法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

ア. 商品

アミューズメント機器 個別法

イ. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにアミューズメント機器及び工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～39年

アミューズメント機器 2～5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(重要な収益及び費用の計上基準)

① アミューズメント施設運営事業

主に、各種ゲームをプレイするサービスの提供及び商品の販売等を行っております。

サービスの提供については、顧客にサービスの提供を行った時点で、商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

② アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器等の販売を行っております。

アミューズメント機器等の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ その他事業

主に、印刷物、販促品、玩具及び雑貨等の企画、開発及び販売等を行っております。

これらの販売については、出荷時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 重要な会計上の見積り 固定資産の減損損失

2. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

アミューズメント施設運営事業に係る有形固定資産	4,405,650千円
-------------------------	-------------

3. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを店舗ごとに見積り、減損損失の認識の要否を判断しております。店舗の売上高予測が重要な仮定であり、国内の景気変動や消費者の嗜好の変化、感染症の流行等による外部環境の変化や、各店舗において実施される営業施策等の内部環境により影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、将来の売上高予測が下振れし、実際に発生するキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,800千円
建物	288,824千円
土地	598,860千円
計	889,484千円

(2) 担保に係る債務	
長期借入金	941,700千円
1年内返済予定の長期借入金	124,400千円
買掛金	1,500千円
計	1,067,600千円

2. 収益認識に関する事項

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	1,289千円
電子記録債権	10,890千円
売掛金	654,207千円

(2) 流動負債「その他」のうち契約負債の残高は、以下のとおりです。

契約負債	16,549千円
------	----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 13,644,812千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 12,432,860千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,080,130	—	—	6,080,130

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	127,600	5,317	6,000	126,917

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加	5,250株
自己株式の取得による増加	67株
新株予約権の権利行使による減少	6,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	53,572	9.00	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	50,630	8.50	2022年9月30日	2022年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,578	9.00	2023年3月31日	2023年6月26日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

普通株式 47,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて運転資金や設備資金等を銀行借入等により調達しております。また、一時的な余裕資金は安全性の高い定期預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、合同運用金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、店舗賃借契約に基づき差し入れている敷金は、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金、設備資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信・債権管理規程に従い、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券のうち、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適宜、必要な手許流動性を確保することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

決算日における営業債権のうち特定の顧客に対するものは、17.8%であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	141,843	141,843	-
敷金及び保証金	1,326,115	1,053,835	△272,279
資産計	1,467,959	1,195,679	△272,279
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	5,637,724	5,657,794	20,070
負債計	5,637,724	5,657,794	20,070

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	111,843	—	—	111,843
債券	—	30,000	—	30,000
資産計	111,843	30,000	—	141,843

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	1,053,835	1,053,835
長期借入金	—	5,657,794	—	5,657,794

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引がされているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、そ

の時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

一定期間ごとに区分した回収額を満期までの回収可能な期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	アミューズメント施設運営	アミューズメント機器販売	計		
北海道	122,667	—	122,667	—	122,667
東北	787,690	—	787,690	—	787,690
関東	3,401,654	309,625	3,711,280	201,766	3,913,046
甲信越	3,511,086	—	3,511,086	134,416	3,645,502
北陸	840,639	—	840,639	—	840,639
東海	2,289,696	—	2,289,696	—	2,289,696
近畿	619,972	—	619,972	—	619,972
中国	140,932	—	140,932	—	140,932
その他(注2)	72,712	—	72,712	—	72,712
顧客との契約から生じる収益	11,787,051	309,625	12,096,677	336,183	12,432,860
その他の収益	—	—	—	11,480	11,480
外部顧客への売上高	11,787,051	309,625	12,096,677	347,664	12,444,341

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業であり、広告代理店事業並びに玩具、雑貨等の企画、開発及び販売等の事業を含んでおります。

2. 「その他」は、各店舗に設置した自動販売機の受取手数料等の金額であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) アミューズメント施設運営事業

当社グループでは、アミューズメント施設運営事業において、主として顧客に各種ゲームをプレイするサービスを提供しております。履行義務の充足時点は、顧客にゲームをプレイするサービスの提供を行った時点で収益を認識しております。これは、当該時点がサービスに関する、法的所有権、物理的占有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

また、取引の対価は、主に、サービスの提供を行った時点で受領しております。

なお、変動対価及び重要な金融要素の調整は行っておりません。

(2) アミューズメント機器販売事業

当社グループでは、アミューズメント機器販売事業において、主として全国各地のアミューズメント施設及びディストリビューターに、アミューズメント機器等の販売を行っております。

メーカー等からの直送によるものであり、他の当事者が関与しております。アミューズメント機器等の製造、出荷・配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社が負っている在庫リスク及び価格設定の裁量権は限定的であります。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断しております。

これらの商品の販売については、他の当事者による商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、他の当事者から顧客への出荷時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は他の当事者から顧客への商品の出荷後、概ね1か月以内に受領しております。

なお、変動対価及び重要な金融要素の調整は行っておりません。

(3) その他事業

当社グループでは、その他事業においては、主として顧客に印刷物、販促品、玩具及び雑貨等の企画、開発及び販売等を行っております。

これらの商品の販売については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、顧客への出荷時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は、顧客への商品の出荷後、概ね1か月以内に受領しております。

なお、変動対価及び重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

① 顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高

	期首残高	期末残高
契約負債	8,853千円	16,549千円

② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額
8,853千円

③ 当期中の契約負債の残高の重要な変動
該当ありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は16,549千円であり、収益の認識が見込まれる期間はすべて1年以内であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	571円95銭
1 株当たり当期純利益	72円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,445,504	流動負債	5,463,512
現金及び預金	4,541,013	買掛金	1,655,438
売掛金	634,572	1年内返済予定の長期借入金	1,816,648
商品	596,178	未払金	1,032,108
貯蔵品	172,159	未払法人税等	231,450
有価証券	200,000	預り金	25,491
前払費用	224,375	賞与引当金	83,973
その他	77,206	設備関係支払手形	173,772
固定資産	6,807,604	その他	444,630
有形固定資産	4,987,970	固定負債	4,384,633
アミューズメント機器	2,576,167	長期借入金	3,821,076
建物	1,280,859	資産除去債務	560,267
構築物	9,889	その他	3,290
機械及び装置	25,701	負債合計	9,848,146
工具、器具及び備品	209,169	純資産の部	
土地	857,977	株主資本	3,360,743
その他	28,206	資本金	709,709
無形固定資産	44,950	資本剰余金	504,832
ソフトウェア	36,733	資本準備金	498,509
その他	8,216	その他資本剰余金	6,323
投資その他の資産	1,774,683	利益剰余金	2,192,127
投資有価証券	141,843	利益準備金	7,300
長期貸付金	127,620	その他利益剰余金	2,184,827
繰延税金資産	44,391	別途積立金	600,000
敷金及び保証金	1,320,625	繰越利益剰余金	1,584,827
その他	206,940	自己株式	△45,925
貸倒引当金	△66,736	評価・換算差額等	44,218
		その他有価証券評価差額金	44,218
資産合計	13,253,108	純資産合計	3,404,962
		負債・純資産合計	13,253,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,244,975
売上原価		5,495,885
売上総利益		6,749,089
販売費及び一般管理費		6,012,307
営業利益		736,782
営業外収益		
受取利息	1,801	
受取配当金	2,966	
太陽光発電収入	5,769	
自販機設置協賛金	4,609	
その他	12,337	27,484
営業外費用		
支払利息	26,311	
その他	4,270	30,582
経常利益		733,684
特別損失		
出資金評価損	18,391	
貸倒引当金繰入額	23,290	
その他	751	42,433
税引前当期純利益		691,250
法人税、住民税及び事業税	250,841	
法人税等調整額	7,485	258,326
当期純利益		432,924

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	709,709	498,509	7,112	505,621	7,300	600,000	1,256,107	1,863,407
当期変動額								
剰余金の配当							△104,204	△104,204
当期純利益							432,924	432,924
自己株式の取得								
自己株式の処分			△789	△789				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△789	△789	－	－	328,720	328,720
当期末残高	709,709	498,509	6,323	504,832	7,300	600,000	1,584,827	2,192,127

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△48,125	3,030,612	59,852	59,852	3,090,465
当期変動額					
剰余金の配当		△104,204			△104,204
当期純利益		432,924			432,924
自己株式の取得	△40	△40			△40
自己株式の処分	2,241	1,452			1,452
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△15,633	△15,633	△15,633
当期変動額合計	2,200	330,131	△15,633	△15,633	314,497
当期末残高	△45,925	3,360,743	44,218	44,218	3,404,962

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔自 2022年4月1日〕
〔至 2023年3月31日〕

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品

アミューズメント機器 個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにアミューズメント機器及び工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～39年

アミューズメント機器 2～5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) アミューズメント施設運営事業

主に、各種ゲームをプレイするサービスの提供及び商品の販売等を行っております。
サービスの提供については、顧客にサービスの提供を行った時点で、商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) アミューズメント機器販売事業

アミューズメント機器等の販売を行っており、出荷時点で収益を認識しております。
また、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(3) その他事業

主に、印刷物、販促品等の企画及び販売等を行っております。
これらの販売については、出荷時点で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」(当事業年度19,744千円)は金額が僅少となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」(当事業年度1,060千円)及び「長期前払費用」(当事業年度17,697千円)は金額が僅少となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 重要な会計上の見積り 固定資産の減損損失
2. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額
アミューズメント施設運営事業に係る有形固定資産 4,405,650千円
3. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務
 - (1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,800千円
建物	288,824千円
土地	598,860千円
<hr/>	
計	889,484千円
 - (2) 担保に係る債務

長期借入金	941,700千円
1年内返済予定の長期借入金	124,400千円
買掛金	1,500千円
<hr/>	
計	1,067,600千円
2. 収益認識に関する事項
 - (1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	1,289千円
電子記録債権	10,890千円
売掛金	634,572千円
 - (2) 流動負債「その他」のうち契約負債の残高は、以下のとおりです。

契約負債	9,165千円
------	---------
3. 有形固定資産の減価償却累計額 13,644,708千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	7,811千円
関係会社に対する長期金銭債権	127,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	351千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

関係会社に対する売上高	2,400千円
関係会社に対する仕入高	7,552千円
関係会社に対する営業外収益	586千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	127,600	5,317	6,000	126,917

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加	5,250株
自己株式の取得による増加	67株
新株予約権の権利行使による減少	6,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	25,578千円
未払事業税等	16,351千円
減損損失	66,789千円
資産除去債務	170,657千円
貸倒引当金	20,328千円
その他	36,624千円
繰延税金資産 小計	336,330千円
評価性引当額	△198,192千円
繰延税金資産 合計	138,137千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△19,368千円
資産除去債務に対する除去費用	△72,394千円
その他	△1,983千円
繰延税金負債 合計	△93,746千円
繰延税金資産の純額	44,391千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	571円95銭
1株当たり当期純利益	72円72銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 杉田 昌則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若月 健
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 共和コーポレーション
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 杉田 昌則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若月 健
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和コーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社や支店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社共和コーポレーション 監査等委員会

社外取締役 常勤監査等委員 芹 沢 清 ㊟

社外取締役 監査等委員 岡 本 俊 也 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 嶋 実 香 ㊟

(注)監査等委員芹沢清、岡本俊也、中嶋実香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野 3階「浅間」
(TEL) 026-291-7000



(交通) JR長野駅善光寺口→徒歩約3分 (長野駅ビル直結) →ホテルメトロポリタン長野

